

当院は、一般名処方を推進しています

※一般名処方とは、お薬の有効成分を指定した処方せんを発行することで、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）を患者さん自身が選択することができる処方です。

一般名処方のイメージ

銘柄名処方	一般名処方
原則、当該銘柄を用いて調剤	有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能
<u>〇〇〇錠 20mg 2錠</u> (銘柄名 + 剤形 + 含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日分	【般】 <u>ファモチジン錠 20mg 2錠</u> (一般的名称 + 剤形 + 含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

特定のお薬が不足した場合にも、保険薬局において銘柄によらず調剤できるため、お薬を切らすことなく加療継続することができます。また、一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を自由に選択いただけますが、令和6年10月より、後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組みが導入されています。

後発医薬品を選択することにより、お薬の費用を抑えることにもつながります。

一般名処方を行う際には、その趣旨について、十分に説明させていただきます。一般名処方について、ご理解ご協力をお願いいたします。